

広島県告示第九十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成二十年二月四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 病院又は診療所

名 称	所在地	自立支援 医療の 種類	標 ぼう している 診療科名	指定自立支援 医療を主とし て担当する医 師又は歯科医 師の氏名	指定年月日
三原市医師会 病院 みちる矯正歯 科	三原市宮浦一 丁目一五―一	更生医療 育成医療・更 生医療	腎臓 矯正歯科	住元 了 竹内みちる	平成二〇年 二月一日 平成二〇年 二月一日

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種 類	指定年月日
訪問看護ステーション ゆうあい	大竹市玖波四丁目八―八	育成医療・更 生医療	平成二〇年二 月一日